

総社市空家等の対策の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例第 2 0 号

総社市空家等の対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

総社市空家等の対策の推進に関する条例（平成 3 0 年総社市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（所有者の責務） 第 3 条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、その所有し、又は管理する空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、常に自らの責任において当該空家等の適正な管理に努めるとともに、<u>市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。</u> （協議会の所掌事務） 第 8 条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。 （1）略 （2）<u>第 1 3 条及び第 1 5 条</u>の規定による措置及び判断について意見を述べること。 （3）<u>第 1 7 条</u>の規定により市長が代行しようとする緊急安全措置について意見を述べること。 （4）略	（所有者の責務） 第 3 条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、その所有し、又は管理する空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、常に自らの責任において当該空家等の適正な管理に努めなければならない。 （協議会の所掌事務） 第 8 条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。 （1）略 （2）<u>第 1 4 条</u>の規定による措置及び判断について意見を述べること。 （3）<u>第 1 6 条</u>の規定により市長が代行しようとする緊急安全措置について意見を述べること。 （4）略

改 正 後	改 正 前
(立入調査等) 第10条 市長は、法第9条第2項の規定により、<u>空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又は職員に空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。</u> (空家等に関するデータベースの整備等) 第11条 市長は、法第11条の規定により空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第14条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるものとする。 (所有者等による空家等の適切な管理の促進) 第12条 略 (管理不全空家等に対する措置の判断) 第13条 <u>市長は、管理不全空家等の所有者に対し、法第13条の規定により管理不全空家等に対する措置を講ずる場合においては、当該管理不全空家等が現にもたらしている、又はそのまま放置した場合に予見される周辺の建築物、通行人等に対する悪影響の有無、程度を勘案して総合的に判断するものとする。</u> 2 <u>市長は、前項の規定による措置及び判断について、協議会の委員から意見を聴くことができる。</u> (空家等及び空家等の跡地の活用等) 第14条 略 (特定空家等に対する措置の判断) 第15条 略 (関係機関との連携) 第16条 市長は、法又はこの条例の規定の施行に必要があると認めるときは、警察署その他の関係行政機関又は住民自治組織に対し、<u>空家等の所在地及び物的状態の内容に関する情報を提供し、当該物的状態を解消するために必要な協力を要請することができる。</u> (緊急安全措置) 第17条 略	(立入調査) 第10条 市長は、法第9条第2項の規定により職員に空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。 (空家等に関するデータベースの整備等) 第11条 市長は、法第11条の規定により空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第13条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるものとする。 (所有者等による空家等の適切な管理の促進) 第12条 略 (空家等及び空家等の跡地の活用等) 第13条 略 (特定空家等に対する措置の判断) 第14条 略 (関係機関との連携) 第15条 市長は、法又はこの条例の規定の施行に必要があると認めるときは、警察署その他の関係行政機関又は住民自治組織に対し、<u>特定空家等の所在地及び物的状態の内容に関する情報を提供し、当該物的状態を解消するために必要な協力を要請することができる。</u> (緊急安全措置) 第16条 略

改 正 後	改 正 前
(その他) 第 1 8 条 略	(その他) 第 1 7 条 略

附 則

この条例は，公布の日から施行する。